

浜岡原子力発電所「運転情報等でお知らせする内容」の見直しについて

平成 21 年 11 月 18 日

当社は、発電所運営の透明性を高めるため、発電所の安全・安定運転に影響のない軽度な機器の故障等が発生した場合についても、静岡県並びに地元4市にお知らせするとともに、当社ホームページで公表しています。

お知らせする項目については「運転情報等でお知らせする内容について」(以下、「お知らせ基準」という。)として、当社ホームページで公表しています。

(http://www.chuden.co.jp/torikumi/atom/hamaoka/info_untten.html)

このたび、1, 2号の廃止措置計画(※1)に係る原子炉施設保安規定(※2)の変更やこれまでの運用実績などを踏まえ、「お知らせ基準」について、項目の追加や記載の明確化を行いましたのでお知らせします。

なお、原子炉施設保安規定の変更に伴い、「事故・故障等の通報・連絡基準」の解説について、一部変更となることから、今後、静岡県並びに地元4市のご意見を伺い見直しを行ってまいります。

※1 1, 2号機の廃止措置計画は、原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づき、平成21年6月1日に、当社から経済産業大臣へ認可申請を行ったものです。
当該廃止措置計画では、原子炉施設の解体を安全かつ確実にを行うための全体計画や、至近数年間の解体工事準備期間中に実施する作業(系統除染、施設の汚染状況の調査等)の内容および安全確保対策等を定めています。

([平成21年6月1日の廃止措置計画認可申請の内容はこちら](#))

※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

添付資料:「お知らせ基準」見直しの概要

以 上

「お知らせ基準」見直しの概要

1. 「お知らせ基準」見直しの概要

(1) 原子炉施設保安規定の変更の反映

原子炉施設保安規定(第77回変更)の変更に伴い、「施設運用上の基準を逸脱した場合」をお知らせ基準に追加し、1, 2号機における液体放射性廃棄物の放出管理目標値の変更を反映しました。

【追加した項目】

・原子炉施設の故障により、原子炉施設保安規定で定められた施設運用上の基準を逸脱したとき。

【変更した項目】

変更前	変更後
b. 液体状廃棄物の場合 放出された放射エネルギーを評価することができ、かつ、その量がごく小さい場合。「ごく小さい場合」とは、原子炉施設保安規定で定める放出管理目標値(トリチウムを除く) 1.8×10^{11} Bq/年又は放出管理目標値の基準値(トリチウム) 1.8×10^{13} Bq/年を1日あたり換算した量以下をいう。	b. 液体状廃棄物の場合 放出された放射エネルギーを評価することができ、かつ、その量がごく小さい場合。「ごく小さい場合」とは、原子炉施設保安規定で定める放出管理目標値(トリチウムを除く) 9.2×10^9 Bq/年(1, 2号機), 3.7×10^{10} Bq/年(3, 4, 5号機)又は放出管理の基準値(トリチウム) 9.2×10^{11} Bq/年(1, 2号機), 3.7×10^{12} Bq/年(3, 4, 5号機)を1日あたりに換算した量以下をいう。

(2) 運用実績および経験した事例の反映

これまでに運用実績および経験した事例から、事象が発生した際に、「お知らせ基準」に該当するか速やかに判断できるよう、項目の追加および記載の充実を図りました。

【追加した項目】

- ア. 管理区域内で漏えい痕を発見したときの運用を明確化する。
(運転情報等でお知らせする内容:表1-2)
- イ. 「原子炉の運転中に、計画外の電気出力の変化が生じたとき」をお知らせ基準に追加する。
(運転情報等でお知らせする内容:表2-3)

【記載を充実した項目】

- ア. 大雨の影響など明らかに自然現象による変動と判断できる情報公開モニタ警報点灯時の運用を明確化する。
(運転情報等でお知らせする内容:表1-5)
- イ. 「復水器洗浄用ボールの敷地外への通常考えられない流出があったとき」をお知らせ基準の項目から削除し、その他の事例として記載する。
(運転情報等でお知らせする内容:表2-20)

(3) 1, 2号機運転終了への対応

1, 2号機運転終了に伴い不要となった記載を削除しました。

(4)規制対応事項の反映

運転上の制限逸脱を宣言した場合において、判断後の詳細な状況確認により、その後安全機能が維持されていることが確認できた場合は、運転上の制限逸脱判断の訂正を実施する運用を反映しました。

3. 運用開始日

原子炉施設保安規定(第77回変更)施行日から、新しい「お知らせ基準」の運用を開始します。

4. 「お知らせ基準」の公表

今回、見直しを行った「お知らせ基準」については、当社ホームページで公表します。

(http://www.chuden.co.jp/torikumi/atom/hamaoka/info_untent.html)

以 上